

平成29年10月22日執行

院 議 衆
選 小 議 議 院
区 選 区 員 選 選
山 形 県 第 2 区

選挙公報

山形県選挙管理委員会

「一強政治」を変え、地域にチカラを!

地元育ち



希望の党公認・衆議院議員候補

近藤ようすけ

山形3区
あべじゅいち
阿部寿一<58歳>

県立酒田東高等学校卒
東京大学法学部卒
山形県酒田市長(4期)

雪国・地元育ち

山形の希望を 国に届ける

メイドイン山形

山形2区
こんどうようすけ
近藤洋介<52歳>

昭和40年5月19日生まれ 米沢市館山在住
昭和59年 県立山形東高等学校卒(剣道部主将)
昭和63年 慶應義塾大学 法学部卒
同年 日本経済新聞社 入社
平成12年 衆議院選挙に無所属で出馬、惜敗
4年間、地元の仲間に支えられ、地域を歩く。
平成15年 衆議院選挙に初当選、連続5期
経済産業副大臣、大臣政務官、内閣委員会筆頭理事など歴任。

山形1区
あらい かん
荒井 寛<44歳>

日本大学山形高等学校卒
日本大学文理学部 地球科学科卒
元(公)山形青年会議所 理事長

- ① 人を育て、雇用を創る。
幼児・高等教育の無償化。
長寿社会にあった年金医療の確立。
- ② 地元の中小企業を応援。
メイドイン山形・観光業支援。
事業承継(跡取り)制度の改善。
- ③ 農は国の基なり。
農家所得を回復させる。
戸別所得補償制度の復活。
- ④ 平和憲法・憲法9条を守る。

山形と日本の未来を次世代へ ぶれずに真面目にまっすぐに

山形から
日本を
耕す!!



農林水産業で地域に活力を

- 適切な米価を実現するとともに、全国的な適切適地を促進
- 生産者とともに、地域ごとにきめ細やかな政策を
- 山形、日本の農産物を世界へ広める後押しを

山形から地方創生

- 国が決める保育・介護・医療分野での首都圏との賃金格差の是正
- 地方創生人材の派遣による自治体の活性化
- 若者が地方で就業する際の支援を強化

インフラ整備と観光拠点づくり

- 東北中央自動車道の早期開通を
- 国道48号線、112号線、113号線、121号線、287号線の整備促進
- 最上川の無提地域の解消を
- 将来のフル規格新幹線の実現へ

将来も安心して暮らせる日本へ

- 0才から100才まで全世代型の社会保障へ全世代で子育てができる社会を構築
- 北朝鮮情勢が緊迫する中で、国民の安全・安心を守る外交・防衛政策を
- 雪害対策の強化

現在地元で子育て中!

profile
南陽市金山在住
生年月日:昭和57年1月30日
家族:妻・息子
座右の銘:現場が第一

略歴
平成17年:東京大学法学部卒
平成17年:農林水産省入省
平成24年:衆議院議員初当選
平成26年:衆議院議員2期目当選

主な役職・所属
国会(衆議院)
国土交通委員理事など
自民党
青年局長
農林水産省骨太方針実行PT副委員長

この国を、
守りぬく。



すずき のりかず

自民党公認

共産党を伸ばし 安倍暴走政治ストップ! 政治を変える

比例代表は
日本共産党
と書き
ください

核兵器

「対話による平和的解決」へ
日本こそ「ミサイル」を
「米朝の直接対話」こそ解決の道です。軍事一本
やりはもつとも危険です。
禁止条約にサインする新しい政府を
国連加盟国の3分の2が賛成した核兵器禁止条
約に背をむける安倍首相。「あなたはどの国
の総理か」と被爆者も怒りをぶつけています。

北朝鮮

くらし応援へ
4つのチェンジ

- ① 財源 増税するならば、アベノミクス
で大もつつけた富裕層、大企業から
- ② 予算 大軍拡にメスを入れ、社会保
障、教育、子育てを最優先に
- ③ 働き方 フラック企業根絶
8時間働けば、ふつうにくらせる社会へ
- ④ 地域経済 大企業ファーストでなく、中小企
業・農業を応援し、地方を再生

消費税

くらしも経済もこわす10%増税は中止に
増税するならば、アベノミクスで大もつつけた富裕
層と大企業から、税金の使い方は、医療、介護、
教育、子育てを優先にきりかえましょう。

憲法9条

戦争する国づくりへの安倍改憲ストップ
「自衛隊」と憲法に書くだけなら...こまかさ
てはいけません。ネライは、海外での無制限の武
力行使に道をひらくことです。9条改憲をやめさ
せ、憲法違反の安保法制・戦争法を廃止します。

岩本こうじのお約束

日本共産党は、野党と市民の共闘で安倍暴走政治を変
えるためがんばります。戦争法容認で、改憲推進の政党
では、安倍政治は変えられません。
野党共闘をすすめる私、岩本こうじを国会に送ってくだ
さい。

「市民十野党」の共闘で安倍政権にさよなら

「加計・森友疑惑」隠し
党利党略の冒頭解散

「民意ぶみつけの強権政治」



岩本こうじ

日本共産党

投票日 10月22日(日)

投票日に用事がある方は、10月21日(土)まで
期日前投票ができます。

小選挙区選挙＝候補者個人に投票します。
 比例代表選挙＝政党・政治団体に投票します。

投票についての御注意

◇投票日は、10月22日(日)です。

なお、投票所によっては、投票日を繰り上げているところもありますので、御注意ください。

◇投票のできる時間は、午前7時から午後8時までです。

なお、投票所によっては、投票できる時間が変更されているところもありますので、入場券などでお確かめください。

◇入場券をお持ちください。

投票所にお出かけの際には、入場券をお持ちください。

もし、入場券を忘れたときや、入場券が配られなかったときは、投票所の受付係に申し出ていただき、御本人と確認されれば投票することができます

◇期日前投票の制度があります。

投票日に用事があり投票所に行けない方は、10月11日(公示日の翌日)から10月21日(投票日の前日)までの間に、前もって投票することができます。

詳しくは、お住まいの市町村の選挙管理委員会へお問い合わせください。

◇代理投票ができます。

字が書けないときは、投票所で申し出ていただければ「代理投票」の方法で投票できますので、棄権しないでください。

